

○名寄市立大学健康サポートセンター運営委員会規程

平成 18 年 7 月 5 日
改正 平成 20 年 3 月 17 日
改正 平成 28 年 3 月 3 日
改正 平成 29 年 2 月 1 日
改正 平成 30 年 6 月 6 日
改正 令和 2 年 8 月 5 日
改正 令和 4 年 3 月 3 日
改正 令和 5 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この規程は名寄市立大学健康サポートセンター（以下「センター」という。）規程第 5 条の規定に基づき、名寄市立大学健康サポートセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 運営委員会は、次の号に掲げる委員を持って構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教授会で選ばれた専任教員 4 名以上
- (4) 相談員、看護師
- (5) 事務局学生課学生係長

2 第 1 項第 2 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会が必要と認めたときには、委員以外の者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

(審議事項)

第 3 条 運営委員会は、センターの運営に関し次の号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生及び教職員の保健管理の基本方針に関すること。
- (2) 年間事業計画に関すること。
- (3) 事業予算に関すること。
- (4) センター長の選考に関すること。
- (5) 副センター長の指名に関すること。
- (6) 相談員および看護師の選考に関すること。
- (7) 規程の改廃に関すること。
- (8) 学生及び教職員の健康管理に関すること。
- (9) その他センター長が必要と認める事項。

(委員長)

第 4 条 委員長はセンター長をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、運営委員会の議を経て、委員以外のものを会議に出席させることができる。

(議事運営)

第5条 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(学科との連携)

第6条 委員はセンターで支援している学生に関して、学科との連携を図るために必要な情報を学生委員に提供する。

- 2 学生の個人情報の保護には十分配慮する。

(改廃等)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項または改廃については、運営委員会の議を経て教授会が決定する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月17日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月3日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月1日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月6日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年8月5日)

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月3日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月2日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。